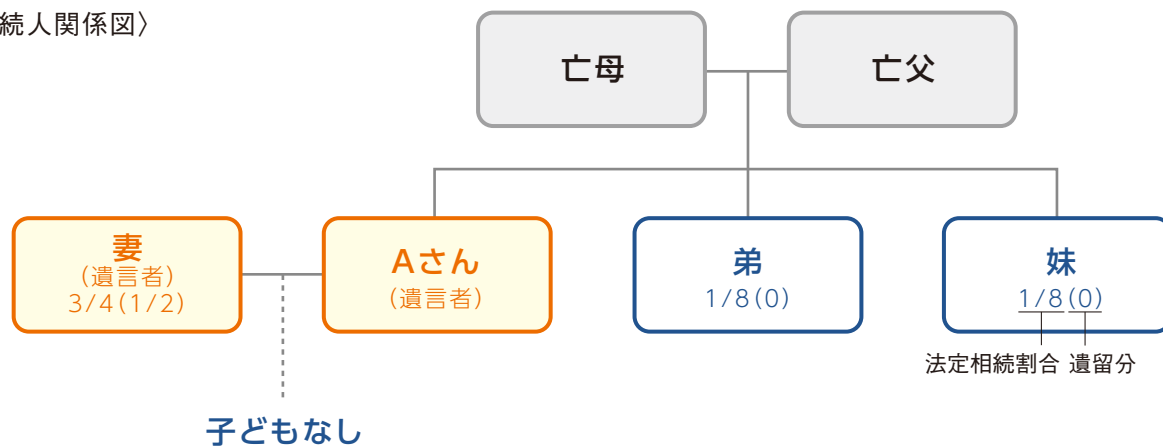


事例

お子さまがいらないAさんの遺言

Aさんがご来店になり、ご相談は「私たち夫婦には子どもがなく両親も既に他界し、身内は、弟と妹二人である。自分に万一のことが起こった場合、苦楽を共にして私に尽してくれた妻が自分の相続手続きで苦労しないようにしておきたい。ついてはアドバイスしてほしい。」とのことでした。ご相談の結果、下記のような遺言を作成することになりました。

〈相続人関係図〉



資産内容		遺言による財産分け	相続財産合計
自宅不動産	5,000万円	妻 不動産・預貯金等	1億円
預貯金	5,000万円	弟 預貯金等	500万円
上場株式	1,000万円	妹 預貯金等	500万円
合計	1億1,000万円	※弟・妹の遺留分	0円

遺言内容の概略

- (1) 妻には自宅不動産はもとより、預貯金等遺産の大半を相続させる内容としました。
- (2) 弟・妹にも一部を相続をさせ、気持ちを示します。
- (3) 弟・妹も妻と同年代であり妻より先に死亡すること考えられることから、弟・妹が先に死亡していた場合は弟・妹に相続させるとしていた財産については予備的遺言で甥・姪に相続させることにしました。
- (4) 妻も「少しばかりの預貯金しかありませんが、もしもの時に備え相続手続きがスムーズに行くように」、夫と一緒に遺言を作成することになりました。

今後の検討事項

妻がAさんの財産を相続した場合、妻の面倒を見てもらう方、またはAさん夫婦のお墓を守ってもらう方が決まった時点で妻の遺言の変更をすることとしました。

*本事例は三菱UFJ信託銀行がさまざまな事例を参考に創作したものであり、実際のものとは異なります。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちら



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

